



高血圧、糖尿病、脂質異常症で通院されている方へ

-特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ-

昨今の食の欧米化と高齢化社会により、生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の患者数が増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定してきた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

生活習慣病は、食事・運動・喫煙・飲酒・休養・薬等、生活習慣全般の総合的な管理が重要です。お手数ではございますが、患者様の**健康管理・治療をサポート**するため、現在の生活習慣の状況について、定期受診時に記入をお願いします。記入内容をもとに生活習慣病の改善に向けた「療養計画書」を作成し、説明をさせていただきます。また、初回のみ療養計画書へ署名をいただきます。療養計画書の内容は、3～4ヶ月毎に確認をさせていただきます。移行に伴い窓口での自己負担額は、200～500円前後増加します。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

当院では土曜日も終日外来診療を行っております。ご利用ください。

診療受付時間

月曜～土曜 AM8:30～11:30 PM1:00～4:00

「医療のデジタル化について」

現在、国の政策としてさまざまな分野でデジタル化を推進していますが、医療の分野でもデジタル化は進められています。

今後の予定として、以下の3項目があります。

1. 現行の健康保険証の発行停止（令和6年12月1日）
2. 電子処方箋の運用開始（令和7年4月1日）
3. 電子カルテ情報共有サービス（令和7年10月予定）

現行の健康保険証が発行されなくなった場合、マイナンバーカードを保険証として利用する、いわゆる「マイナ保険証」が必要になります。また、その後の電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスにおいても、マイナ保険証が必要になります。

12月2日時点で有効な現行の保険証は、最大1年間有効です。しかし、期限が迫ってからは、うまく利用できず診療を受けられないなどの問題が生じる可能性もあります。

ぜひこの機会にマイナ保険証をご利用下さい！

5月休診のご案内

診療科	医師名	休診日
循環器内科	下山 克也	18日(土)午後
整形外科 リウマチ科	河路 秀巳	22日(水)午後

